

令和2年4月17日

保護者の皆様へ

株式会社ベルアージュ  
代表取締役 長谷川 剛

緊急事態宣言期間中における

放課後等デイサービスの開所につきまして

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より当社放課後等デイサービスの運営にご理解いただき、誠にありがとうございます。

さて、当初は7都道府県に発令された緊急事態宣言は、全国に拡大されることとなり、広島県においても16日の夜から実施されております。

このような状況におきまして、当社放課後等デイサービスは、令和2年5月6日までの期間、次のような方針で開所させていただきますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

敬具

【開所の方針】

1. 個別に時間差通所、通所時間の短縮、送迎のご協力をお願いします。
2. サッカー療育やイベントなど外部の講師が関わる支援、食事提供やおやつ作りを控えます。
3. 可能な場合は通所を控えていただき、控えていただいた場合は利用児童と保護者様に電話などによる相談支援、コミュニケーション支援を継続します。
4. 感染拡大防止を徹底します。

3. 通所されない場合の電話などによる支援は、具体的には、次のような支援を行います。

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所ではできない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

※ LINE ビデオ通話や ZOOM などビデオ通信が可能な場合は、個別支援計画に添いソーシャルスキルトレーニングなど個別に療育プログラムをご提案させていただきます。

※ 電話などによる支援を行なった場合は、通常の放課後等デイサービス支援と同様の利用料金が発生致しますことをご理解の上、ご利用いただきますようお願いいたします。

以上、1日でも早くこの事態が収束に向かうことを願いつつ、開所にあたっては今後も感染拡大防止を徹底してまいります。ご理解、ご協力をいただき、ともにこの事態を乗り越えてまいりたいと存じます。

以下は、今回の方針決定の根拠となった行政連絡などの一部となります。ご参照いただけますようお願い申し上げます。

<資料>

4月7日の厚労省から県市への連絡「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」によりますと、

**利用者の状況や家族の状況を踏まえ、可能な場合には通所を控えていただくことによりサービスの提供を縮小するなど感染拡大防止のための対応を検討した上で、支援が必要な利用者に対する支援が提供されるようにすること**

とされています。また、4月13日の連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて(4月13日版)」では、電話や訪問などによる支援について、

**放課後等デイサービス事業所が児童の健康管理や相談支援等を行うことは、家庭の孤立化防止や、支援が必要な状況になった際の適切な介入のきっかけとなることから重要です。また、当該児童の円滑な通所再開のためにも、事業所と保護者、児童がコミュニケーションを継続することが望ましいと考えています。**

とされており、電話や Skype などのビデオ通話の利用が要請されています。